

年末・年始 Safe Work 推進強調期間における建設現場に対する集中指導の実施結果等について

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 富田望)は、令和6年度年末・年始 Safe Work 推進強調期間の取組の一環として、令和6年12月2日から同年12月27日にかけて、東京都内で施工する建設工事562現場に対して安全衛生を中心とした現場指導を実施しましたので、その結果について公表します。

東京労働局では、建設事業者に対して、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策等について、引き続き周知・指導に取り組んでまいります。

指導現場数	562 現場
違反があった現場数	353 現場 (62.8%)
主な労働安全衛生法違反事項 (違反があった現場数に占める割合)	
①元請事業者の安全衛生管理	275 現場 (77.9%)
②墜落・転落防止措置	210 現場 (59.5%)
③型枠支保工の倒壊防止措置	43 現場 (12.2%)

法違反の状況

1. 違反数および違反率

法違反があった現場数は353現場(違反率62.8%)であった。

このうち、13.9%に相当する49現場に対し、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止及び立入禁止等の行政処分を実施した。



第32回 桃樹のちょこっと用語
「労働者死傷病報告
電子申請報告が義務化」
電子申請の内容は？
答えは、この3月号のどこかに。

- ◆ 年末・年始 Safe Work 推進強調期間における建設現場に対する集中指導の実施結果等について …… 1
- ◆ 自動車運転者の時間外労働の上限規制 …… 8
- ◆ 全国産業安全衛生大会(広島)参加報告その3 …… 3
- ◆ 化学物質管理強調月間説明会(セミナー)を開催 …… 23
- ◆ 「委託状況届」は4月30日までに提出してください …… 7
- ◆ 労働基準行政 OB が解説する労務管理セミナー「ある日、突然、労働基準監督官が会社にやってきた」… 24

	建 築	土 木	解 体	その他	合 計
指導現場数	474	13	13	62	562
法令違反現場数	306	5	10	32	353
違反率	64.6%	38.5%	76.9%	51.6%	62.8%
作業停止等命令現場数	45	0	1	3	49
法令違反現場数に対する割合	14.7%	0.0%	10.0%	9.4%	13.9%

2. 違反事項別の違反率等（違反率：違反現場数(353 現場)に対する違反事項別現場数の割合）

違反事項別では、「元請事業者の安全衛生管理」の違反率が 77.9%(275 現場)であり、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置」の違反率が 59.5%(210 現場)であった。

違反事項	違反現場数(全体 353 現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係	275 現場(77.9%)	- 下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施(安衛法第 29 条) - 下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施(安衛法第 31 条)
【墜落・転落】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	210 現場(59.5%) うち手すり・さん等がなかった現場……………145 現場	- 高所作業のための作業床の未設置(安衛則第 518 条) - 足場の手すり・さん等の未設置(安衛則第 563 条、第 655 条) - 高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置(安衛則第 519 条、第 653 条)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	43 現場(12.2%)	- 組立図の未作成(安衛則第 240 条) - 支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施(安衛則第 242 条) - 組立時の立入禁止措置の未実施(安衛則第 245 条)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	9 現場(2.5%)	- 移動式クレーンの作業方法の未決定(クレーン則第 66 条の 2) - 移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未実施(クレーン則第 74 条の 2)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	15 現場(4.2%)	- 使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成(安衛則第 155 条) - 転倒・転落防止措置の未実施(安衛則 157 条) - 運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施(安衛則第 158 条)
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	11 現場(3.1%)	研磨作業時の防じんマスクの不使用(粉じん則第 27 条)
【本足場】 本足場の設置関係 (令和 6 年 4 月 1 日より施行)	2 現場(0.6%)	本足場の未使用(安衛側第 561 条の 2) 幅 1 メートル以上の箇所に除外事由^(※)なく、本足場を設置していないもの(一側足場の設置を含む) ※除外事由：つり足場の使用、障害物の存在、設置場所の状況から本足場の設置が困難

第 83 回(令和 6 年度)

全国産業安全衛生大会(広島)参加報告 その 3

～変わる時代に 変わらぬ誓い 安全・健康・平和な未来～

肥満者率の高いバス会社での体重入力フォームを用いた体重管理の取り組み

名鉄バス株式会社 人事部人事課 保健師 栗木朋美 様

従業員数はおよそ 1600 人。平均年齢は 49.7 歳。10 代から 70 代まで幅広い年齢層の従業員が活躍中。「安全への道は健康とともに」をスローガンに、2020 年から健康経営に取り組んでいる。健康課題は、肥満者率(BMI 25 以上の人の割合)が高いこと。不規則勤務による生活リズムの乱れや就業時間中の身体活動量が少ないことなどから、体重が増加する乗務員が多い。2014 年 31.2% であった肥満者率が、2020 年には 38.4% となり、増加の一途をたどっていた。

バスの運転手に対して、なぜ肥満対策に力を入れて取り組むのか。

日々、地域交通の要として旅客運送を担う当社の最大の使命は安全確保であり、健康起因の事故を防ぐため、生活習慣病や SAS(睡眠時無呼吸症候群)と関連が強い肥満対策に取り組むことは、乗務員自身の健康だけでなく、長期的にみて組織全体としての安全確保・人員確保につながると考えている。2022 年度は、定期健康診断の前に「100 日後に痩せる運転士」と題し、太りにくい間食の選び方や減量方法の提案などの情報提供を行ったが反応は乏しかったことから、2023 年度は定期的に体重測定をするという行動に絞って取り組むこととし体重測定を軸とした参加型のキャンペーンを 5 カ月間にわたって開催した。

(1) 健康管理ブースの整備

キャンペーンの実施に先駆けて、全営業所の休憩室に業務用体重計を新たに設置し、血圧計と併せて健康管理ブースとして整備した。気軽に短時間で体重測定できるよう体重計は靴のまま測定できるようにしている。

(2) 体重測定習慣化キャンペーンの実施

4 月から 9 月にかけて、正社員 1,427 人を対象に、体重を測定してフォームに登録することを呼びかける「体重測定の習慣化キャンペーン」を実施した。体重を測る頻度は、4 勤務 2 休日制である乗務員の勤務形態に合わせて 6 日間に 1 回以上とし、乗務員の休日明けの勤務初日に体重測定することを促した。合言葉は「勤務初日に体重測定」である。

各自のスマホから登録フォームに体重を登録することで、測定日時と体重を保健師が把握できるようにし、体重測定の見える化をした。営業所ごと、チームごとの達成率を毎週掲示して発表し、キャンペーン期間の後半である 7 月からの約 2 カ月間のチームの達成率の順位によって表彰金を支給することとした。

健康に対して関心が低く、乗務で社外に出ていることが多い乗務員にキャンペーンに参加してもらえるのが最初の壁であり、自発的な参加を求めるだけでなく、周りから声をかけ合う環境をつくった方が参加率の上昇につながると考え、営業所内で振り分けられているチームごとに達成率を競う形とした。



2023年度の定期健康診断の結果、全社での肥満者率は37.4%であり、目標としている35.0%未満には達しなかった。しかしBMIが増加した者の割合は、2021年11.9%、2022年9.4%、2023年7.0%と減少した。また、毎年実施している健康意識に関するアンケートにおいては、「週に1回以上の体重測定の実践がある」と回答した者の割合は、前年53.5%から70.3%へと上昇した。

今回、職場を巻き込んだ参加型のキャンペーンを行った結果、目標の肥満者率は達成できなかったものの、BMI増加者の抑制に少なからず貢献したと考えられるとともに、体重測定の実践化など体重の自己管理に取り組む職場風土づくりの足掛かりになったと評価している。2023年度は体重を測るという行動にポイントを絞ったキャンペーンを行ったが、今後は肥満者が減量に取り組む機会となる体重キャンペーンとなるようステップアップし、肥満の改善・適正体重を維持しようとする従業員を支援していきたい。

今後も、安全運行を健康の面から支えられるよう健康増進活動に取り組んでいく。

ゼロ災運動分科会「タイ研修生による、ひらがなKYT」

株式会社東研サーモテック コーティング事業部 事業部長 北村和也 様

1 はじめに

当社は、創業1927年の金属熱処理及び薄膜形成処理の受託加工会社である。現在、国内9拠点で約1,000名、海外を合わせると従業員数は合計約2,700名。薄膜形成処理の適用分野は医療機器から自動車まで多岐にわたる。コーティング事業部は国内では大阪と三重に2拠点あるが、今回の活動はコーティング事業部三重の報告になる。

2 活動の背景

品質維持のため、当事業部の工場内は24時間空調で管理され、季節に関係なく快適な環境となっている。また、取り扱う製品も全体的に手のひらに乗るくらいのものが多く、重量物も少ないので、危険は少なく、安全な職場に見える。

ところが、実際の作業風景をよく観察すると、指の挟まれなど一歩間違えば労災につながるリスクが存在していた。また、従業員約160名中、40%が派遣社員、10%がタイの研修生となっており、タイ語、スペイン語、英語が飛び交う状況であった。

3 コーティング事業部でのゼロ災運動—安全意識の向上にむけた取組—

事業部の責任者として、安全な職場を目指すべく活動を開始した。

当事業部では、経験の浅い正社員以外で労災の発生が多い傾向にあった。また、実際の怪我の状況としては、いわゆる赤チン災害と呼ばれるものが大半で、状況を確認すると事業部としての安全意識の低さが問題であると感じた。このままでは重大災害につながりかねないと思い、安全意識の改革を進めた。

(1)一人ひとりの安全宣言

まずは、全員の安全意識の向上に取り組んだ。

責任者である私は、もちろんのこと、一人ひとりに自分の安全宣言をしてもらった。また、ワッペンに安全宣言を記入し、誰かが見えるように業務中は常に身につけてもらうことにした。自分で宣言したことは必ず守る。実行する。また、周りからもこの人はどんなことに気をつけているのか参考にしようと、お互いに切磋琢磨できる環境づくりを目指した。

(2)雇入れ時教育の見直し

次に、経験の浅い作業員への教育を見直した。

経験3年以下の作業員の被災が多いことに着目し、雇入れ時の教育を強化することにした。安全上の重要ポイントを3年間反復教育することで新入者の意識付けを強化した。こうした取組で個人の安全意識は上がってきたが、事業部独自の進め方であったため、いわゆるガラパゴス化しているのではないかと不安があった。

(3) 全社安全巡回への参加(毎月実施)

そこで、すでに熱処理工場では活動が始まっていた全社安全巡回へ参加することにした。月に1回、全拠点長が当番工場に集まり、工場内の点検を行う。

これにより、私は今までとは違った視点のアドバイスをもらったり、他工場の良い事例を参考に真似したりと、工場全体の安全な職場作りの機会が得られた。しかしながら、工場内の多くのメンバーは巡回に参加できない。

(4) 朝礼の活用

私は、他工場の様子や事例をどう伝えればよいか考え、朝礼を活用することにした。他工場の事例を、スクリーンを使って全員が見られるようにした。

4 KYT(危険予知訓練)活動の活性化

以前から他部署ではボードKYTが盛んに行われていたが、当事業部では本格的に実践できずにいた。これではゼロ災につながらないと思い、KYTを一からしっかりやることに決めた。まずは全員がKYTの基礎を学ぶために講習を受けた。

(1) 始業前ボードKYT活動の開始

当初は無理のない週1回から始めることにしたが、今ひとつ盛り上がりに欠けていた。そこで、自分たちの実際の仕事風景を題材にしてみると、意見が出るようになり、KYTも盛り上がっていった。今では毎日10チーム以上がボードKYTに取り組み、短時間集中で10分以内に終わられるようになった。

(2) タイ研修生の参加(タイ語からひらがなへ)

次に、外国人のKYT参加に取り組んだ。タイの研修生はすでに現地で基礎的なKYTを学んでいるので、まずはタイ語で実践した。しかし、日本人管理者には内容が分からず、事後コメントができない。どうすれば理解し合えるか、試行錯誤しながら進めることにした。

ア 記述はタイ語、対話は翻訳機

まず、我々日本人がボードの内容を理解できないか考えていると、総務が研修生の事務手続きに翻訳機を使っていたのを思い出した。このデバイスはカメラで文字を撮影するとそのまま翻訳できる機能があり、その性能は十分だった。我々は翻訳された日本語をひらがなでボードに書き出した。

イ 日本語の勉強をKYTで実施

しかし、研修生に対する日本語研修の一環として、KYTを題材にしてひらがなが書けるようになれば、ボードKYTも全てひらがなで実施できるはずであり、訓練を始めることにした。

ウ 翌日のボードKYTを予習

まず、研修生に翌日の題材を渡す。研修生は空き時間に予習をする。翌日、それをボードにひらがなで書き出す。

ここまでできれば、我々管理者はひらがなでコメントできる。良いところも褒めてあげられるし、改善ポイントも教えることができる。

研修生はコメントを見て、翌日の題材に生かせる。

これを繰り返すうちに、今では全てひらがなでKYTを実践することができるようになった。

(注：ここで当日はタイ研修生3名と管理者1名によるひらがなボードKYTの実演がありました。)

5 これからの活動

今回の活動を通して、3つ大きな効果があった。

(1) 全従業員の安全意識が高まり、安全第一の風土ができた。

(2) ボードKYT活動により、社内の風通しがさらに良くなった。

(3) ひらがなKYTにより、タイ研修生と日本人との信頼関係が強固になった。

これからも職位や国籍に偏りのないゼロ災活動を実践し、無災害記録1,000日を目指す。

1 はじめに

社員教育は、中学、高校のように試験を実施して教育成果の確認が実施されていない。そのため、社員それぞれの課題も具体的な数値で見える化できていない。そこで、顧問先企業の社員に対して安全について基本的なテストをすることで理解度を測定した。

2 実験

実験1として、1年目にはYouTubeを視聴する教育を実施した。始める前の3月から4月に安全教育・確認テストを行い、その後、6月から安全教育をYouTubeで配信し、朝礼時などでの活用を促した。翌年3月に確認テストを行ったが、教育効果が上がらなかった。

実験2として、2年目には、グループを2つに分け、毎月安全教育を実施し、理解度確認としてGoogleフォームでテストするグループと安全教育を実施しないグループに分けて安全教育・確認テストを実施した。その結果を比較したところ、安全教育を実施しないグループでは、年齢で有意差が現れ、年数を重ねることにより安全について覚えることが増えていくことが確認できた。一方で、安全教育を毎月実施してきたグループでは、若手、熟年との間に安全に関する知識等に差がなく安全教育、理解度確認テストの有効性が証明された。

「建設現場における安全教育の現状と目的との乖離について」(安全問題研究論文集 vol.3 2008年)には、「安全教育を進めるためには、会社としての取り組みの充実以上に従業員のモチベーションを保ち、支援する仕組みを確立することが重要である。」とあり、いかにして社員のやる気を奮い立たせるかが重要となる。大学受験の高校生が受験対策YouTubeを見るのは、自分から学ぼうとする「内発的動機付け」があるからであり、上司から見られると言われる「外発的動機付け」ではやらされている感があり、これが視聴回数、時間が伸びなかった原因であると考えられる。

次に実施した、安全教育と理解度確認テストの組み合わせでは、確認テスト結果が悪い場合は追試験を実施するなど、自分から学ばなければならない状況をつくることにより、試験問題の確認など自主性が現れるとともに、良い点を取ることが、心理学者マズローの欲求5段階説では上から2番目に位置される承認欲求、この承認欲求を満たしたのではないかと考える。確認テストにより高得点を取ることで、発表者から褒められる、自己評価も高くなることで、安全教育への取り組みが「内発的動機付け」となったと考えられる。

3 まとめ

顧問先社員の安全向上を担うにあたり、安全知識の習得が課題であるが、このためには、社員各自の安全知識レベルの見える化を図る必要がある。このため、安全教育とその確認テストが重要になる。

社員各自の安全知識習得のためには、いつでもどこでも見ることにより学べるYouTube教育チャンネルを開設し、受講機会を作るとともに、安全教育と理解度確認テストの組み合わせで、確認テスト結果が悪い場合は追試験を実施するなど、自分から学ばなければならない状況をつくる等「内発的動機付け」を刺激することが必要である。

4 質疑に対する回答

テストは毎回10問設定した。その内容は毎月変更し、例えば足場の法的根拠や夏場であれば熱中症関係など。

テストの内容は事業場に合ったものにできる。

文責：東基連

家内労働を委託している方へ～東京労働局労働基準部賃金課からのお知らせ

「委託状況届」は4月30日までに 提出してください

東京労働局 労働基準部 賃金課

家内労働者に仕事(内職等)を委託している方は、家内労働法における「委託者」として「委託状況届」の提出が必要です。「委託状況届」は、毎年4月1日現在の家内労働者数や委託業務の内容等を記入し、4月30日までに所轄労働基準監督署を経由して都道府県労働局長に提出することが義務付けられています。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、材料の提供を受けて、本人のみ又は同居の家族だけで他人を使わず、物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいます。したがって、宛名書き等のような事務代行、あるいはホームページの構築など物の加工を伴わない委託は該当しません。

様式第2号

委 託 状 況 届

事業の種類		営業所の名称						営業所の所在地						
								(電話番号)						
委託業務の内容	委託地域	家内労働者数					補助者数					代理人数		
		男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満		計	うち18歳未満
	都道府県〔 〕													
	都道府県〔 〕													
	都道府県〔 〕													
	都道府県〔 〕													
	都道府県〔 〕													
備 考														

年 月 日

委託者氏名

労働局長 殿

注 意

- 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
- 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄〔 〕の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

※様式は東京労働局ホームページからダウンロードできます。

※詳しくは、東京労働局 労働基準部 賃金課 家内労働係

(☎03-3512-1614)にお尋ねください。



トラック運送事業者の皆様へ

自動車運転者の時間外労働の上限規制

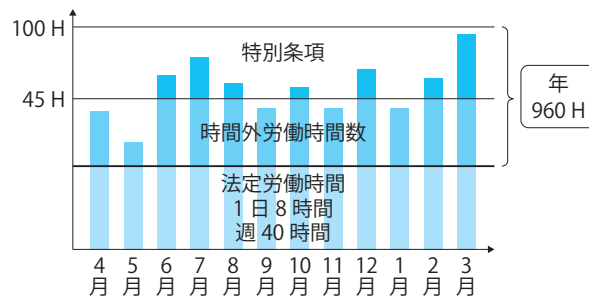
東京労働局 労働基準部 監督課

令和 6 年 4 月から適用されています。

36 協定の上限(最長：年 960 時間)を超えないよう、毎月の労働時間管理をしてください。

36 協定

- 原則……月 45 時間、年 360 時間
- 特別条項(臨時的な特別な事情の場合)
 - ①単月・複数月平均の上限なし
 - ②上限年 960 時間 ←ポイント
 - ③特別条項の回数制限の適用なし



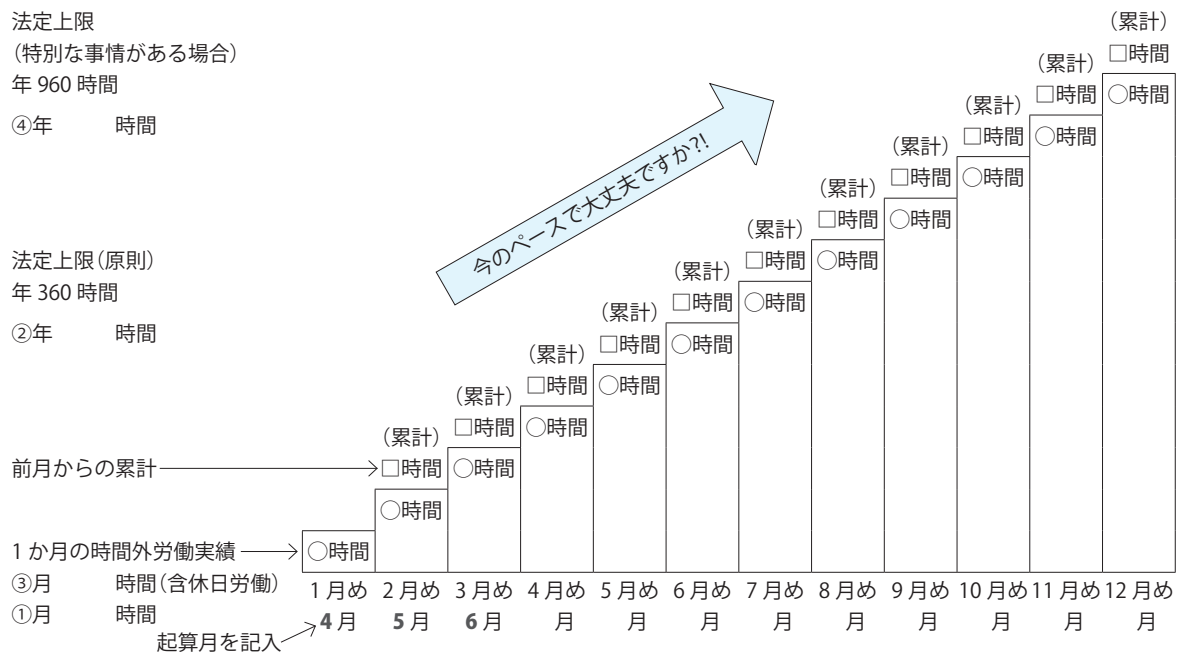
Check 1 36 協定の内容を確認

36 協定で定めた時間外労働の上限時間を記入してください

- | | | |
|------|-------|----------------|
| 原則 | ①1 か月 | 時間(月 45 時間まで) |
| | ②1 年 | 時間(年 360 時間まで) |
| 特別条項 | ③1 か月 | 時間 |
| | ④1 年 | 時間(年 960 時間まで) |

Check 2 時間外・休日労働の状況を確認

時間外労働が最も長い労働者の実績を記入してみてください。



東基連講習会案内(7月～3月) 注意事項は30ページに記載

講習会名		申込受付	科目	7月		8月	9月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日				16(火)～17(水)
		試験	1日				26(金)
技能講習	床上操作式クレーン	学科	2日			4(月)～5(火)	
		実技	1日			6(水)／7(木)／8(金)	
	小型移動式クレーン	学科	2日	7(月)～8(火)			1(月)～2(火)
		実技	1日	9(水)／10(木)／11(金)			3(水)／4(木)／5(金)
	ガス溶接	学科	1日	16(水)		25(月)	18(木)
		実技	1日	17(木)		26(火)	19(金)
	フォークリフト(31時間)	学科	1日	1(火)	29(火)	26(火)	25(木)
		実技	平日	2(水)～4(金)	30(水)31(木)8/1(金)	27(水)～29(金)	26(金)29(月)30(火)
			3日				
			土日				
	たま研修センタ	学科	1日	3(木)			4(木)
		実技(日野羽村)	3日	6(日)13(日)20(日)			7(日)14(日)21(日)
	高所作業車(10m以上)	学科	1日	14(月)			8(月)
		実技	1日	15(火)／16(水)／17(木)			9(火)／10(水)／11(木)
	玉掛け	学科	2日	22(火)～23(水)		18(月)～19(火)	16(火)～17(水)
		実技	1日	24(木)／25(金)／28(月)		20(水)／21(木)／22(金)	18(木)／19(金)／22(月)
	玉掛け技能＋クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科	2日			
		実技(日野羽村)	1日				
		たま研修センタ	学科	2日			
		実技(日野日野)	1日				
	クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技	1日			
			(日野日野)				
	木工機械	センター	学科	2日			
	プレス機械	センター	学科	2日			16(火)～17(水)
		たま研修センタ	学科	2日			
	乾燥設備	センター	学科	2日	22(火)～23(水)		
		たま研修センタ	学科	2日		28(木)～29(金)	
	はい作業	センター	学科	2日		4(月)～5(火)	
		たま研修センタ	学科	2日	16(水)～17(木)		
	特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	14(月)～15(火)	18(月)～19(火)	1(月)～2(火)
					30(水)～31(木)		18(木)～19(金)
		中央支部	学科	2日		26(火)～27(水)	
		たま研修センタ	学科	2日	10(木)～11(金)		10(水)～11(木)
	鉛	センター	学科	2日		20(水)～21(木)	
	酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	8(火)～9(水)	5(火)～6(水)	9(火)～10(水)
			実技	1日	10(木)／11(金)	7(木)／8(金)	11(木)／12(金)
		中央支部	学科	2日			2(火)～3(水)
			実技	1日			4(木)
		たま研修センタ	学科	2日			16(火)～17(水)
			実技	1日			18(木)／19(金)
	有機溶剤	センター	学科	2日	2(水)～3(木)	20(水)～21(木)	3(水)～4(木)
					16(水)～17(木)	27(水)～28(木)	24(水)～25(木)
		たま研修センタ	学科	2日		5(火)～6(水)	
	石綿	センター	学科	2日	2(水)～3(木)	25(月)～26(火)	1(月)～2(火)
					14(月)～15(火)		18(木)～19(金)
		中央支部	学科	2日		7(木)～8(金)	
	金属アーク(限定)	センター	学科	1日		26(火)	
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター	学科	4日	14(月)～17(木)		1(月)～4(木)
		中央支部	学科	3日	15(火)～17(木)		10(水)～12(金)
	衛生管理者(第2種)	センター	学科	3日	14(月)～16(水)		1(月)～3(水)
		中央支部	学科	2日	15(火)～16(水)		10(水)～11(木)
	衛生(特例)	センター	学科	2日	16(水)～17(木)		3(水)～4(木)
		中央支部	学科	1日	17(木)		12(金)
	衛生管理者	たま研修センタ	学科	2日	29(火)～30(水)		
	X線	センター	学科	2日			

講習会名		申込受付	科目	10月	11月	12月
石綿建材調査者 (一般)	センター	学科	2日			
		試験	1日			
技能講習	床上操作式 クレーン	学科	2日	1(水)～2(木)		15(月)～16(火)
		実技	1日	3(金)／6(月)／7(火)		17(水)／18(木)／19(金)
	小型移動式 クレーン	学科	2日		4(火)～5(水)	
		実技	1日		6(木)／7(金)／10(月)	
	ガス溶接	学科	1日	22(水)	18(火)	15(月)
		実技	1日	23(木)	19(水)	16(火)
	フォークリフト (31時間)	学科	1日	27(月)		1(月)
		実技	平日	28(火)～30(木)		2(火)～4(木)
		3日	土日	11/1(土)2(日)8(土)		
		たま研修センタ	学科	1日	6(木)	
		実技(日野羽村)	3日		9(日)16(日)23(日)	
	高所作業車 (10m以上)	学科	1日		17(月)	
		実技	1日		18(火)／19(水)／20(木)	
	玉掛け	学科	2日	14(火)～15(水)	10(月)～11(火)	3(水)～4(木)
		実技	1日	16(木)／17(金)／20(月)	12(水)／13(木)／14(金)	5(金)／8(月)／9(火)
	玉掛け技能＋ クレーン特別 教育学科	たま研修センタ	学科	2日	14(火)～15(水)	
		実技(日野羽村)	1日	19(日)／26(日)		
		たま研修センタ	学科	2日	16(木)～17(金)	
		実技(日野日野)	1日	19(日)／26(日)		
	クレーン (希望者)	たま研修センタ	実技	1日		2(日)又は9(日)
		(日野日野)				
	木工機械	センター	学科	2日	27(月)～28(火)	
	プレス機械	センター	学科	2日		
		たま研修センタ	学科	2日		
	乾燥設備	センター	学科	2日	20(月)～21(火)	
		たま研修センタ	学科	2日		
	はい作業	センター	学科	2日	22(水)～23(木)	24(水)～25(木)
		たま研修センタ	学科	2日		
	特化・ 四アルキル鉛	センター	学科	2日	16(木)～17(金)	6(木)～7(金)
					29(水)～30(木)	22(月)～23(火)
		中央支部	学科	2日		
		たま研修センタ	学科	2日	11(火)～12(水)	8(月)～9(火)
	鉛	センター	学科	2日	17(月)～18(火)	
	酸素欠乏・ 硫化水素	センター	学科	2日	7(火)～8(水)	11(火)～12(水)
			実技	1日	9(木)／10(金)	13(木)／14(金)
		中央支部	学科	2日		5(水)～6(木)
			実技	1日	7(金)	
		たま研修センタ	学科	2日		
			実技	1日		
	有機溶剤	センター	学科	2日	1(水)～2(木)	4(火)～5(水)
					14(火)～15(水)	17(水)～18(木)
		たま研修センタ	学科	2日		
	石綿	センター	学科	2日	1(水)～2(木)	3(水)～4(木)
					16(木)～17(金)	17(水)～18(木)
		中央支部	学科	2日	13(木)～14(金)	22(月)～23(火)
					4(火)～5(水)	9(火)～10(水)
	金属アーク (限定)	センター	学科	1日	27(木)～28(金)	
受験準備	衛生管理者 (第1種)	センター	学科	4日	4(火)～7(金)	
		中央支部	学科	3日		
	衛生管理者 (第2種)	センター	学科	3日	4(火)～6(木)	
		中央支部	学科	2日		
	衛生(特例)	センター	学科	2日	6(木)～7(金)	
		中央支部	学科	1日		
	衛生管理者	たま研修センタ	学科	2日		
X線	センター	学科	2日	27(月)～28(火)		

講習会名	申込受付	科目	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月
石綿建材調査者 (一般)	センター	学科	2日	21(水)～22(木)	
		試験	1日	28(水)	
技能講習	床上操作式 クレーン	学科	2日		9(月)～10(火)
		実技	1日	12(木)／13(金)／16(月)	
	小型移動式 クレーン	学科	2日	8(木)～9(金)	5(木)～6(金)
		実技	1日	13(火)／14(水)／15(木)	9(月)／10(火)／11(水)
	ガス溶接	学科	1日	26(月)	12(木)
		実技	1日	27(火)	13(金)
	フォークリフト (31 時間)	学科	1日	6(火)	3(火)
		実技	平日	7(水)～9(金)	4(水)～6(金)
			3日		7(土)8(日)14(土)
		学科	1日	15(木)	2(月)
		実技(日野羽村)	3日	18(日)25(日)2/1(日)	8(日)15(日)22(日)
	高所作業車 (10 m 以上)	学科	1日	19(月)	12(木)
		実技	1日	20(火)／21(水)／22(木)	13(金)／16(月)／17(火)
	玉掛け	学科	2日	26(月)～27(火)	16(月)～17(火)
		実技	1日	28(水)／29(木)／30(金)	18(水)／19(木)／20(金)
	玉掛け技能＋ クレーン特別 教育学科	学科	2日	4(水)～5(木)	
		実技(日野羽村)	1日	8(日)／15(日)	
		学科	2日	28(水)～29(木)	
		実技(日野日野)	1日	2/8(日)2/15(日)	
	クレーン (希望者)	実技 (日野日野)	1日	22(日)又は 3/1(日)	
	木工機械	センター 学科	2日		
	プレス機械	センター 学科	2日		
		たま研修センタ 学科	2日	12(木)～13(金)	
	乾燥設備	センター 学科	2日	26(木)～27(金)	
		たま研修センタ 学科	2日		
	はい作業	センター 学科	2日	9(月)～10(火)	
		たま研修センタ 学科	2日		
	特化・ 四アルキル鉛	センター 学科	2日	6(火)～7(水)	2(月)～3(火)
				12(木)～13(金)	4(水)～5(木)
		中央支部 学科	2日	28(水)～29(木)	25(水)～26(木)
		たま研修センタ 学科	2日	2(月)～3(火)	
	鉛	センター 学科	2日		18(水)～19(木)
		センター 学科	2日	13(火)～14(水)	17(火)～18(水)
			実技	1日	15(木)／16(金)
		中央支部 学科	2日		10(火)～11(水)
			実技	1日	12(木)／13(金)
受験準備	酸素欠乏・ 硫化水素	中央支部 学科	2日		4(水)～5(木)
			実技	1日	6(金)
		たま研修センタ 学科	2日		3(火)～4(水)
			実技	1日	5(木)／6(金)
	有機溶剤	センター 学科	2日	8(木)～9(金)	4(水)～5(木)
				26(月)～27(火)	24(火)～25(水)
		たま研修センタ 学科	2日		23(月)～24(火)
	石綿	センター 学科	2日	19(月)～20(火)	17(火)～18(水)
					2(月)～3(火)
		中央支部 学科	2日	12(木)～13(金)	2(月)～3(火)
	金属アーク (限定)	センター 学科	2日	21(水)～22(木)	11(水)～12(木)
	衛生管理者 (第1種)	センター 学科	1日	20(火)	
	衛生管理者 (第2種)	センター 学科	4日		2(月)～5(木)
			中央支部 学科	3日	17(火)～19(木)
		センター 学科	3日		2(月)～4(水)
			中央支部 学科	2日	17(火)～18(水)
	衛生(特例)	センター 学科	2日		4(水)～5(木)
			中央支部 学科	1日	19(木)
	衛生管理者	たま研修センタ 学科	2日		
	X線	センター 学科	2日	26(木)～27(金)	

講習会名			申込受付	科目	7月	8月	9月	
登録講習等	安全衛生推進者	センター	学科	2日	7(月)～8(火)	27(水)～28(木)	18(木)～19(金)	
		中央・足立荒川	学科	2日			8(月)～9(火)	
		たま研修センタ	学科	2日				
	衛生推進者	センター	学科	1日	17(木)	4(月)	4(木)	
		中央・足立荒川	学科	1日		5(火)		
		たま研修センタ	学科	1日	28(月)	22(金)		
	安全管理者選任時研修	センター	学科	2日	28(月)～29(火)	18(月)～19(火)	24(水)～25(木)	
		中央・足立荒川	学科	2日	7(月)～8(火)			
		たま研修センタ	学科	1,2日				
特別教育	研削といし(自由研削)	センター	学科・実技	1日	28(月)	18(月)	30(火)	
		たま研修センタ	実技	1日		26(火)		
	研削といし(機械研削)	たま研修センタ	学科	1日				
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ	学科	1日				
		(日野羽村)						
	アーク溶接	センター	学科	2日	22(火)～23(水)	27(水)～28(木)	24(水)～25(木)	
			実技	1日	24(木)	29(金)	26(金)	
	高圧・特別高圧	センター	学科	2日	24(木)～25(金)	25(月)～26(火)	24(水)～25(木)	
	低圧電気	センター	学科	1日	7(月)	4(月)	8(月)	
			実技	1日	8(火)／9(水)／10(木)	5(火)／6(水)／7(木)	9(火)／10(水)／11(木)	
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技	1日		25(月)		
	粉じん	センター	学科	1日		22(金)		
	テールゲートリフター	センター	学科	1日		22(金)		
	ダイオキシン	センター	学科	1日			30(火)	
	フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技	1日			25(木)	
	その他	化学物質管理者講習(準・1日)	センター	学科	1日	1(火)		
			中央支部	学科	1日	4(金)		
たま研修センタ			学科	1日	25(金)		29(月)	
化学物質管理者講習(専門的)		センター	学科	2日			29(月)～30(火)	
保護具着用管理責任者		センター	学科・実技	1日	29(火)	20(水)	29(月)	
		中央支部	学科・実技	1日				
		たま研修センタ	学科・実技	1日	24(木)		30(火)	
総括安全衛生管理者		中央・足立荒川	学科	1日				
衛生管理者能力向上		センター	学科	2日				
雇入れ時安全衛生教育		中央支部	学科	半日				
		たま研修センタ	学科	半日				
		上野・王子・足立荒川	学科	半日				
		亀戸・江戸川	学科	1日				
職長教育		センター	学科	2日	30(水)～31(木)	27(水)～28(木)	8(月)～9(火)	
職長・安全衛生責任者		たま研修センタ	学科	2日				
振動工具(チェーンソーを除く)		たま研修センタ	学科	4H				
KYT		センター	学科	1日		22(金)		
		たま研修センタ	学科・実技	1日	1(火)			
		上野・王子・足立荒川	学科	1日				
	亀戸・江戸川	学科	半日					
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科	半日					
熱中症予防セミナー	上野・王子・足立荒川	学科	半日	実施予定				

講習会名			申込受付	科目	10月	11月	12月	
登録講習等	安全衛生推進者	センター	学科	2日	20(月)～21(火)	17(月)～18(火)	17(水)～18(木)	
		中央・足立荒川	学科	2日			11(木)～12(金)	
		たま研修センタ	学科	2日		10(月)～11(火)		
	衛生推進者	センター	学科	1日	1(水)	7(金)	8(月)	
		中央・足立荒川	学科	1日		18(火)		
		たま研修センタ	学科	1日				
	安全管理者選任時研修	センター	学科	2日	27(月)～28(火)	19(水)～20(木)	1(月)～2(火)	
		中央・足立荒川	学科	2日	6(月)～7(火)			
		たま研修センタ	学科	1,2日	6(月)～7(火)			
特別教育	研削といし(自由研削)	センター	学科・実技	1日	21(火)	6(木)	4(木)	
		たま研修センタ		1日				
	研削といし(機械研削)	たま研修センタ	学科	1日				
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ	学科	1日	26(日)			
		(日野羽村)						
	アーク溶接	センター	学科	2日	28(火)～29(水)	25(火)～26(水)	17(水)～18(木)	
			実技	1日	30(木)	27(木)	19(金)	
	高圧・特別高圧	センター	学科	2日	20(月)～21(火)	25(火)～26(水)	15(月)～16(火)	
	低圧電気	センター	学科	1日	6(月)	10(月)	8(月)	
			実技	1日	7(火)／8(水)／9(木)	11(火)／12(水)／13(木)	9(火)／10(水)／11(木)	
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技	1日	27(月)		22(月)	
	粉じん	センター	学科	1日		27(木)		
	テールゲートリフター	センター	学科	1日		21(金)		
	ダイオキシン	センター	学科	1日			3(水)	
	フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技	1日				
	その他	化学物質管理者講習(準・1日)	センター	学科	1日	1(水)	21(金)	
			中央支部	学科	1日	28(火)		
たま研修センタ			学科	1日			15(月)	
化学物質管理者講習(専門的)		センター	学科	2日				
保護具着用管理責任者		センター	学科・実技	1日	22(水)	28(金)	16(火)	
		中央支部	学科・実技	1日	29(水)			
		たま研修センタ	学科・実技	1日			12(金)	
総括安全衛生管理者		中央・足立荒川	学科	1日	17(金)			
衛生管理者能力向上		センター	学科	2日	29(水)～30(木)			
雇入れ時安全衛生教育		中央支部	学科	半日				
		たま研修センタ	学科	半日				
		上野・王子・足立荒川	学科	半日				
		亀戸・江戸川	学科	1日				
職長教育		センター	学科	2日	16(木)～17(金)	17(月)～18(火)	15(月)～16(火)	
職長・安全衛生責任者		たま研修センタ	学科	2日	20(月)～21(火)			
振動工具(チェーンソーを除く)		たま研修センタ	学科	4H				
KYT		センター	学科	1日	6(月)		9(火)	
		たま研修センタ	学科・実技	1日		18(火)		
		上野・王子・足立荒川	学科	1日				
	亀戸・江戸川	学科	半日					
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科	半日					
熱中症予防セミナー	上野・王子・足立荒川	学科	半日					

講習会名		申込受付	科目	令和8年1月		令和8年2月		令和8年3月			
登録講習等	安全衛生推進者	センター	学科	2日	29(木)～30(金)		24(火)～25(水)		25(水)～26(木)		
		中央・足立荒川	学科	2日							
		たま研修センタ	学科	2日					12(木)～13(金)		
	衛生推進者	センター	学科	1日	7(水)		16(月)		6(金)		
		中央・足立荒川	学科	1日							
		たま研修センタ	学科	1日	23(金)						
	安全管理者選任時研修	センター	学科	2日	8(木)～9(金)		12(木)～13(金)		23(月)～24(火)		
		中央・足立荒川	学科	2日	22(木)～23(金)						
		たま研修センタ	学科	1,2日							
特別教育	研削といし(自由研削)	センター	学科・実技	1日	20(火)		6(金)		16(月)		
		たま研修センタ	実技	1日							
	研削といし(機械研削)	たま研修センタ	学科	1日							
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ	学科	1日							
	アーク溶接	センター	学科	2日	21(水)～22(木)		24(火)～25(水)		23(月)～24(火)		
			実技	1日	23(金)		26(木)		25(水)		
	高圧・特別高圧	センター	学科	2日	21(水)～22(木)		26(木)～27(金)		4(水)～5(木)		
	低圧電気	センター	学科	1日	13(火)		16(月)		9(月)		
			実技	1日	14(水)／15(木)／16(金)		17(火)／18(水)／19(木)		10(火)／11(水)／12(木)		
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技	1日			2(月)				
	粉じん	センター	学科	1日			24(火)				
	テールゲートリフター	センター	学科	1日	19(月)						
	ダイオキシソ	センター	学科	1日					27(金)		
	フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技	1日	27(火)						
	その他	化学物質管理者講習(準・1日)	センター	学科	1日	8(木)				16(月)	
			中央支部	学科	1日			4(水)			
			たま研修センタ	学科	1日			27(金)			
化学物質管理者講習(専門的)		センター	学科	2日			9(月)～10(火)				
保護具着用管理責任者		センター	学科・実技	1日	29(木)		25(水)		18(水)		
		中央支部	学科・実技	1日							
		たま研修センタ	学科・実技	1日					10(火)		
総括安全衛生管理者		中央・足立荒川	学科	1日							
衛生管理者能力向上		センター	学科	2日							
雇入れ時安全衛生教育		中央支部	学科	半日							
		たま研修センタ	学科	半日							
		上野・王子・足立荒川	学科	半日							
		亀戸・江戸川	学科	1日							
職長教育		センター	学科	2日			9(月)～10(火)				
職長・安全衛生責任者		たま研修センタ	学科	2日			25(水)～26(木)				
振動工具(チェーンソーを除く)		たま研修センタ	学科	4H							
KYT		センター	学科	1日			6(金)		9(月)		
	たま研修センタ	学科・実技	1日								
	上野・王子・足立荒川	学科	1日								
	亀戸・江戸川	学科	半日			実施予定					
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科	半日								
熱中症予防セミナー	上野・王子・足立荒川	学科	半日								

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第33回

桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

私は「桃樹」。東基連に入職し、4年目です。まだまだ経験不足ですが、会員の皆様のために頑張ります。

さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、その疑問をおつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

春です！ 桃樹さん「春眠 暁を覚えず」です

桃樹さん 蓮美部長、ハアハア、おはようございます。ハアハア(°Д°;)。

蓮美部長 あらあら、桃樹さん、四ツ谷駅から走ってきたのね。遅刻ギリギリでしたよ。もっと余裕をもって出勤しないといけませんね。

桃樹さん すみません、すみません。ついお寝坊をしてしまい、いつもの電車に乗り遅れました。ハアハア！

でも、春ですから、「春眠 暁を覚えず」といいますし。

蓮美部長 桃樹さん、「春眠 暁を覚えず」という言葉は有名な言葉ですが、「春はつい朝寝坊をしてしまうよね～」といった意味合いではなく、春の情景を詠った詩の一節なんですよ。

桃樹さん えっ、「春は暖かいので、朝、お寝坊してもいい」という意味では？

蓮美部長 ちょっと違いますが(笑い)、そういう意味も含まれているのかしら。

作者は、中国の唐の時代の詩人「孟浩然」。漢詩の原文と書き下し文は、次のとおりです。

春眠不覚暁(春眠 暁を覚えず)、処々聞啼鳥(処々啼鳥を聞く)、夜来風雨声(夜来風雨の声)、花落知多少(花落つること知る多少)

桃樹さん 蓮美部長、とても素敵な漢詩ですが、現代語訳をお願いします。

蓮美部長 わかりやすく現代語訳すると、こんな感じでしょうか。

春の眠りは心地よく、ぐっすり眠れるものだから、夜が明けても気づかずに寝過ごしてしまった。

あちこちから、鳥の 囀りが聞こえてくる。

昨夜は、風雨の音がしていた。

どれほどの花が落ちてしまっただろう。

春の朝の寝坊のお話というよりは、のどかな春の情景を愛でるように詠んだ詩といえますね。

桃樹さん いやいや、やっぱり、「春は心地よく眠くて、うっかり寝過ごしてしまう」という詩だと思います。

蓮美部長 はいはい(笑い)、桃樹さん、でも寝坊しての遅刻には気を付けてくださいね。

改正された育児・介護休業法の施行が近づいてきました。就業規則の改正が必要です。

桃樹さん ところで、先日、東基連の月例会議で話が出ていましたが、育児・介護休業法が改正され、この4月1日から施行されるそうですね。

蓮美部長 そうです。この4月1日が施行日になっている項目が幾つもあります。

桃樹さん 先日の月例会議では、「東基連の就業規則もこの法改正に伴い変更が必要な項目があり、その検討を進めている」ということでした。これは東基連だけに限った話では無いんですよね。

蓮美部長 そうですね。どの会社・団体の就業規則にも「休業」や「休暇」の規定があります。その休業・休暇規程の中に、育児・介護休業法の規定に沿った箇所があり、今回の法改正に伴い、その部分を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

桃樹さん 東基連の担当者は、「ダイエット5か年計画」チャレンジ中の総務課長ですが、この寒いのに汗をかきながら、一生懸命に勉強されていました。

蓮美部長 今回の改正は、多くの箇所に渡りますから、担当者は大変でしょう。

東基連の会員企業・団体の総務・労務担当者も、施行までもう少しですから、就業規則の変更に頑張っているでしょうね。

桃樹さん なるほど！ 蓮美部長、今日はこの「育児・介護休業法」の改正ポイントについて、教えていただけませんか。微力ですが、総務課長を助けたいと思います。

蓮美部長 あら、桃樹さん、偉いわね!! 総務課長も喜ぶことでしょう。では、ポイントだけになりますが、紹介しますね。

改正育児・介護休業法 改正の趣旨

桃樹さん 蓮美部長、ありがとうございます。では、改正の趣旨を教えてください。

蓮美部長 はい、今回の改正の趣旨は「男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。」とされているの。



桃樹さん おおおお!!! いつも思うのですが、蓮美部長はサラッとおっしゃいますが、私などはちょっと頭が痛くなる文章です。

蓮美部長 あら、そうかしら? よく読むと、改正の目的も内容も端的に盛り込まれていますよ。順番に整理してみましょうか。

桃樹さん お、お願いします。

蓮美部長 まず目的は、冒頭の「男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするために」に示されています。

桃樹さん なるほど、「男女ともに」と「仕事と育児・介護の両立」がポイントですね。

蓮美部長 そう! その上で今回の改正のポイントとして、次の事項が挙げられています。

- ①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- ②育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大
- ③次世代育成支援対策の推進・強化等
- ④介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化

桃樹さん なんとなく、分かったような、分からないような～

蓮美部長 大丈夫! 一つずつ説明しますから。桃樹さん、頑張って!

改正育児・介護休業法 令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

桃樹さん はい、宜しくお願いします。それと今回の改正の経緯と施行のスケジュールを教えてください。

施行は、来月4月1日と聞いていますが。

蓮美部長 今回の改正は、昨年、令和6年5月31日に、「令和6年法律第42号」として公布されています。

そして主な内容の施行は令和7年4月1日です。一部、令和6年5月31日に施行されたもの。また、令和7年10月1日施行とされているものもあります。

桃樹さん 昨年5月に公布され、周知期間を経て、この4月1日に施行されるんですね。

では、蓮美部長、ちょっと怖いんですが、読者の皆さんも、あまり聞きたくは無いと思うんですが。一応、念の為にさきほど教えていただいた「令和6年法律第42号」の正式名称を教えてください。

蓮美部長 あら、いいですよ。正式な名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」です。

桃樹さん ううう！ やはり長いですね。これは大変です。

蓮美部長 いえいえ、大丈夫です。検索する時などは「育児・介護休業の改正」と打ち込めば、直ぐに出てきますよ。ただ、過去の改正と間違わないように、施行年月日だけは確認してくださいね。

桃樹さん 分かりました。それでは、改正内容の説明をお願いします。

そうそう、せっかくですから、ここで私達「東基連」の就業規則の「育児・介護休業規定」とも照らし合わせながら、確認させていただきます。

①「子の看護休暇の見直し」(令和7年4月1日施行)

蓮美部長 はい、それでは、施行日が令和7年4月1日の事項から説明します。

施行日が、令和7年4月1日の事項は「9つ」あります。

まず、1つ目は「子の看護休暇の見直し」です。

改正内容は、「対象となる子の範囲の拡大」、「取得事由の拡大」、「労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止」、そして「名称変更」です。

桃樹さん 対象となる子の範囲の拡大とは、対象者が増えるということですね。

蓮美部長 そうです。これまで「子の看護休暇」を取得できる子の範囲は、「小学校就学の始期に達するまで」とされていたのが、「小学校3年生修了まで」と拡大されました。

桃樹さん いわゆる「未就学児」という、小学校に入る前のお子さんが対象だったのが、「小学校3年生まで」に対象が拡大されたのですね。小学校低学年のお子さんが熱を出した時など、お父さん・お母さんは助かります。

蓮美部長 はい、次は「取得事由の拡大」です。

これまで、子の看護休暇の取得事由は「病気・けが」、「予防接種・健康診断」でしたが、これに「感染症に伴う学級閉鎖等」と「入園(入学)式、卒園式」が加わりました。

桃樹さん なるほど、これは良いですね。インフルエンザ等での学級閉鎖もよく聞きます。また、入園(入学)式、卒園式は思い出に残りますし、何よりお子さんが喜ぶますから、大切なことです。

蓮美部長 そして、「労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止」です。

これは、子の看護休暇の除外として継続雇用期間6か月未満の労働者について、労使協定があれば除外できるとしていたことを廃止したものです。

桃樹さん すると、子の看護休暇について除外できる労働者は、「週の所定労働日数が2日以下」の方だけとなる訳ですね。

蓮美部長 そして、「子の看護休暇」の名称が、「子の看護等休暇」となりました。

なお、取得可能日数については、現行の「1年間に5日、子が2人以上の場合は10日」から変更はありません。

桃樹さん 東基連の「育児・介護休業規定」を開いてみると、「子の看護休暇」については、第10条に規定されています。ここです、5ページですね。

内容は、対象者を「小学校就学の始期に達するまでの子」とするなど、これまでの法律に沿った内容に

なっていますから、今回の法改正に伴い、蓮美部長から教えていただいた「小学校3年生修了まで」等に変更します。

②「所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大」(令和7年4月1日施行)

蓮美部長 2つ目は「所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大」です。

桃樹さん、育児・介護休業法における「所定外労働の制限」、いわゆる「残業免除」について、説明してください。

桃樹さん うっ！ うっ！ うっ！

蓮美部長 「うっ！」じゃないわよ(笑い)。勉強不足ですね！！

桃樹さん すみません(シュン)

蓮美部長 これまでは、3歳に満たない子を養育する労働者が請求すれば、所定外労働の制限、残業免除を利用することができました。

今回の改正により、これに加え「3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者についても請求すれば利用できる」ようになりました。

桃樹さん はい、見つけました！ 東基連の「育児・介護休業規定」ではここです。6ページの第12条です。

この規定の「3歳に満たない子を養育する職員」の箇所を、「小学校就学前の子を養育する職員」に変更ですね。「ダイエット5か年計画」チャレンジ中の総務課長に教えてあげます。

蓮美部長 はい！ よろしくお願いします(笑い)

次は、「短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置の追加」です。

桃樹さん、ここでいう短時間勤務制度について、簡単に説明してください。



③「短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置の追加」(令和7年4月1日施行)

桃樹さん これは知っています。育児・介護休業法でいう「短時間勤務制度(3歳未満)」とは、3歳未満の養育を必要とする子を持つ労働者は、短時間勤務への変更を申し出ることができ、事業者は短時間勤務に変更しなければならないことを指します。

蓮美部長 短時間というのは、何時間のことかしら？

桃樹さん 1日6時間を必置とした上で、様々なニーズに対応するため、他の勤務時間も併せて設定することが指針で示されています。

蓮美部長 はい、そのとおりです。そのうえで、労使協定により、短時間勤務が困難な業務に従事する労働者を適用除外とする場合の代替措置が決められています。

桃樹さん 代替措置として「育児休業に関する制度に準じる措置」と「育児時刻の変更等」があります。これに新たな措置が追加されたということですね。

蓮美部長 そうです。「テレワーク」での勤務が追加になりました。

ちなみに、現行の「始業時刻の変更等」には、「フレックスタイム制」、「時差出勤」、「保育施設の設置運営」等で、ここに「テレワーク勤務」が加わり、この中から選択することになります。

桃樹さん すると、ここでの「テレワーク勤務」を選択して追加する場合には、就業規則の変更が必要になるのですね。

蓮美部長 次は「育児のためのテレワークの導入」ですが、これは努力義務です。

④「育児のためのテレワーク導入」(令和7年4月1日施行)

桃樹さん これは、どういうことですか？

蓮美部長 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充として、新たに設けられたものです。

全ての事業主が幅広く3歳になるまでの子を養育する労働者に対して、テレワーク等を講ずるよう努めることとされています。

桃樹さん 全事業主に対する努力義務ということだと、積極的に措置を講ずることが求められますね。

蓮美部長 そのとおりです。ただ、この努力義務に関しては、通勤時間の削減等を通じて仕事と育児の両立を容易にするために設けられたもので、法令上、内容・頻度等の基準は設けられていません。事業所の中でテレワーク等を講ずることができない業種・職種がある場合、この措置の対象者を限定することは可能とされています。

桃樹さん 努力義務ではありますが、いずれにせよ東基連としては採用するかどうかについて、検討する必要がありますね。

⑤「育児休業取得状況の公表義務適用拡大」(令和7年4月1日施行)

蓮美部長 5つ目は「育児休業取得状況の公表義務適用拡大」です。

桃樹さん 確か、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」のどちらかを公表するというものですね。

蓮美部長 桃樹さん、よく知っているわね。偉いさんです。

そうです、この公表は「義務」となっていますが、これまで「従業員数1,000人超の企業」が対象であったところ、今回の改正で「従業員数300人超の企業」も公表が義務化されたんです。

桃樹さん どういう方法での公表が求められているのですか？

蓮美部長 公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法での公表とされています。

事業年度末(決算時期)が「令和7年3月」の場合には、初回公表期限は「令和7年6月末」となります。

桃樹さん 3月を決算時期としている企業・団体は多いでしょうから、大変ですね。

今回、初めて公表することとなった1,000人以下300人以上の企業・団体は準備を進める必要がありますね。

蓮美部長 はい、そうですね。なお、「育児休業等の取得率」の計算式は、「育児休業等をした男性労働者の数÷配偶者が出産した男性労働者の数」となります。

公表内容は、「育児・介護休業法施行規則第71条の6」に規定されていますので、確認してください。

⑥「介護休暇を取得できる労働者の要件緩和」(令和7年4月1日施行)

桃樹さん これは、さきほど説明していただいた「子の看護休暇」の「労使協定による雇用期間6か月未満除外規定の廃止」と同じ内容ですね。

蓮美部長 そうですね。介護休暇を取得できる労働者について、労使協定により雇用期間6か月未満の者を除外している場合について、それを撤廃したものです。

桃樹さん まさに、介護休暇を取得できる労働者の要件の緩和ですね。

労使協定で除外している場合には、就業規則の見直しが必要となる訳ですので、東基連の就業規則も見直します。

⑦「介護離職防止のための雇用環境整備」(令和7年4月1日施行)

蓮美部長 次は、「介護離職防止のための雇用環境整備」ですが、これは、今回の改正で新設されたものです。

介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は次の①～④のいずれかの措置を講じなければならないとされました。

桃樹さん ①から④の措置について教えてください。

蓮美部長 はい、次の4つです。

- ①介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

桃樹さん 蓮美部長、「介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に」と言われましたが、ここでいう「介護両立支援制度等」とは、どのような制度を指しますか？

蓮美部長 これは「介護休暇に関する制度」、「所定外労働の制限に関する制度」、「時間外労働の制限に関する制度」、「深夜業の制限に関する制度」、「介護のための所定労働時間の短縮等の制度」とされています。

桃樹さん 分かりました。いずれにせよこの規定は義務ですから、どれを選ぶか検討した上で、就業規則に新たに記載することになりますね。

蓮美部長 念のためにお話しておく、上記の①～④のうち、複数の措置を講じることが望ましいと示されています。

次は、「介護離職防止のための個別の周知・意向確認等」ですが、これは大きく分けて2つの内容になります。

⑧「介護離職防止のための個別の周知・意向確認等」(令和7年4月1日施行)

ア「介護に直面した旨の申出をした労働者に対する周知の個別・意向確認」

桃樹さん 最初は「介護に直面した旨の申出をした労働者に対する周知の個別・意向確認」ですね。この内容はどのようなもののでしょうか？

蓮美部長 介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を行い、個別に行わなければならないというもの。

もちろん、取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

桃樹さん 周知事項は、どのようなもののでしょうか？

蓮美部長 周知事項は、次の3つです。

- ①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容)
- ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例えば、人事部など)
- ③介護休業給付金に関すること

桃樹さん 個別周知・意向確認の方法は決められているのですか？

蓮美部長 方法は、次のように決められています。

- ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれかです。

なお、①の面談についてはオンラインでの面談も可能とされています。また、③FAXと④電子メール等は労働者が希望した場合のみ認められます。



⑨「介護離職防止のための個別の周知・意向確認等」(令和7年4月1日施行)

イ「介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供」

桃樹さん 2つ目は「介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供」ですが、どのような情報提供でしょうか？

蓮美部長 労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護や介護両立支援制度等の理解と関心を求めるため、事業主は介護休業制度等に関する事項について情報提供しなければならないとされました。

桃樹さん 情報提供するのは、いつですか？

蓮美部長 まず「情報提供期間」は、次の2つのいずれかです。

①労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間)

②労働者が40歳に達した日の翌日(誕生日)から1年間

桃樹さん 40歳になる前の1年間か、40歳になった1年間ということですね。

では、どのような情報を提供するのでしょうか？

蓮美部長 これは、先程説明した「介護に直面した旨の申出をした労働者に対する周知の個別・意向確認」の内容と同じです。

桃樹さん 情報提供の方法は、どうでしょう？

蓮美部長 これもほぼ同じですが、「FAX」と「電子メール」については、「労働者が希望した場合のみ」という制限が外されています。

桃樹さん 情報提供に当たって、何か気を付けることはありますか？

蓮美部長 情報提供に当たって、「介護休業制度」は介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものなど、各種制度の趣旨・目的を踏まえて行うことが望ましいとされています。

また、同じく望ましいとされていることに、情報提供の際に併せて介護保険制度についての周知も挙げられています。

⑩「介護のためのテレワーク導入」(令和7年4月1日施行)

桃樹さん 蓮美部長、令和7年4月1日に施行される事項は「9つ」ありますと言われましたが、最後の9つ目の内容を教えてください。

蓮美部長 それは、「介護のためのテレワークの導入」です。

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

桃樹さん これも、措置する場合には就業規則の見直し・変更が必要になる事項ですね。

蓮美部長、読者の皆さんに何か参考になるような情報を入手する方法があったら、教えてください。

蓮美部長 そうですね、下記の内容を参考とされてはどうでしょうか。



介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認、情報提供の例

以下の資料をご用意しています。社内用アレンジする等してご活用ください。

①個別周知・意向確認、情報提供、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



②介護保険制度について(40歳の方向けリーフレット)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html

両立支援について専門家に相談したい方へ【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>



制度整備や育児・介護休業を取得する社員のサポート、仕事と育児・介護の両立を実現する体制作り等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

桃樹さん 蓮美部長、ありがとうございます。感謝です。

蓮美部長 桃樹さん、今回の法改正では、令和7年10月1日から施行される事項もあります。

「柔軟な働き方を実現するための措置」や「仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮」等ですが、今回は紙幅も尽きたようですので、次に説明する機会を持てれば良いな~と思います。

桃樹さん 蓮美部長、分かりました。私も今日は、令和7年4月1日施行分について勉強させていただきましたので、東基連の「育児・介護休業規定」の変更作業のお手伝いに加わりたいと思います。ありがとうございました。

改正された育児・介護休業法の施行まで1か月を切りました。読者の皆さんも、それぞれの就業規則を見直し、変更が必要な該当箇所について検討を進めて行きましょう。

皆さん、今月も最後までお付き合い下さり、ありがとうございました。

また、来月、お会いしましょう。

参考資料

厚生労働省ホームページから

- ・「育児・介護休業法改正ポイントのご案内(1～4、6～11は全企業が対象)」
- ・「育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要(令和6年法律第42号、令和6年5月31日公布)」
- ・「令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A(令和6年11月19日時点)」他

参考動画

- ・改正育児・介護休業法等オンライン説明会(2025年1月版)【東京労働局主催】

改正育児・介護休業法等オンライン説明会をYouTubeで配信。

改正ポイント、就業規則の変更箇所、介護休業法の全体像について理解できるように工夫されています。

https://youtu.be/Psm-x43T_-s

- ・育児・介護と仕事の両立のための従業員研修特設ページ

改正法に対応した従業員研修動画(東京労働局オリジナル)。

15分で完結。自席での受講なども可能。公式YouTubeで配信中。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai_kensyu_2024.html



第32回 桃樹のちょこつと用語 「労働者死傷病報告 電子申請報告が義務化」

令和7年(2025年)1月1日以降、労働基準監督署への報告受付となる労働者死傷病報告について、電子申請による報告が義務付けられ、報告項目について一部改正が行われたもの。ただし、電子申請が困難な場合は、当面の間、書面による報告が認められている。

電子申請については、厚生労働省ホームページの労働安全衛生法関係の届出・申請帳票印刷に係る入力支援サービス「安全衛生帳票入力支援サービス」を利用。

また、主な改正項目は次の5つ。①事業の種類、②被災者の職種、③傷病名及び傷病部位、④災害発生状況及び原因、⑤国籍・地域及び在留資格。旧様式では自由記入であった箇所をプルダウン選択又はコード入力に。

なお、令和6年12月31日以前に発生した労働災害についても、1月1日以降の報告受付分から適用となっている。

※安全衛生帳票入力支援サービス

(<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>)

※帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001292159.pdf>)

化学物質管理強調月間 説明会(セミナー)を開催しました

東京労働局 労働基準部 健康課

本年度、化学物質の自律的管理を定着させるため「化学物質管理強調月間」が創設され、2月に実施することとなりました。東京労働局と各署では同月間を充実したものとするため、1月下旬に都内3か所で同月間の説明会(セミナー)を開催しました。

- 1 まず1月27日(月)に、八王子・立川・青梅・三鷹の各署が東基連の八王子・立川・青梅・三鷹の各支部との共催により、セミナーを開催しました。会場の八王子市学園都市センターには226名が集まり、八王子署の長久保署長の挨拶、当課の長澤専門官による関係法令の説明の後、第一人者である労働安全衛生総合研究所の城内博先生による特別講演「一歩ずつ進める自律的化学物質管理」を聴講いただきました。豊富な知識と経験に基づいた講演は、参加者からも「分かりやすかった」などの声を頂きました。



城内博先生

- 2 1月28日(火)は九段第3合同庁舎内の会議室において、東京労働局と東基連の共催による説明会を開催しました。当課の坂本課長による挨拶、長澤専門官による管理強調月間実施要綱の解説に続き、労働安全・衛生コンサルタントの田中通洋先生から「化学物質の自律的管理～何から始めればよいのか～」と題してやさしく分かりやすい講演をしていただきました。会場には170名が参加され、皆熱心に聴講されていました。この他、日本保安用品協会の吉野正悟氏から保護具(防毒マスク、手袋)を使用する際の注意点について実物を見ながら解説していただき、充実した内容になりました。



田中労働安全・衛生コンサルタント

- 3 1月30日(水)、亀戸・江戸川の両署と東基連の亀戸・江戸川両支部の共催により、セミナーを開催しました。会場となったタワーホール船堀には170名が参加され、江戸川署の梶山署長の挨拶、同署近藤監督官による関係法令の説明に続き、両署管内2事業場からの事例発表がありました。最後に東基連の滝澤顧問による特別講演「新しい化学物質管理超入門～お使いの洗浄剤・漂白剤等も管理の対象になります～」があり、化学物質を身近に感じていただけたものと思います。



滝澤顧問

今後も東京労働局では化学物質による労働災害をなくすため、化学物質管理者の選任を始めとして化学物質の自律的管理に関する関係法令の周知啓発や事業場への指導に努めて参りますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

労務関係でわからないことがあれば、最寄りの監督署に聞いてみるのが一番。ただ、窓口が混んでいるとか、相談した結果、違法と疑われて臨検監督に入られるのではないかと、二の足を踏まれる方も。

そこで、元監督署職員が皆様の不安を解消するため、新たなセミナーを開催。

1月に開催した第1回目のセミナーは、大好評！

いよいよ2回目は、3月18日に開催。お申し込みはお早めに！！

労働基準行政 OB が解説する労務管理セミナー

「ある日、突然、労働基準監督官が 会社に来てきた」

創業間もない企業や、更に詳しく知りたい方々を対象に、基礎から実務まで、
ポイントを丁寧に説明

講師 古賀睦之

現職 (公社)東京労働基準協会連合会 常務理事
兼 中央労働基準協会支部 事務局次長

経歴 労働省(現厚生労働省)入省。労働基準監督官
として地方労働局、管下労働基準監督署にて労働
基準監督業務に従事。

青梅署長、東京労働局監督課・主任監察監督官、
同賃金課長、渋谷署長等を歴任。最終官職、三田
労働基準監督署長。

現職にて企業からの労務管理全般にわたる相談
業務等に対応。

講師 古川内和好

現職 (公社)東京労働基準協会連合会 事務組合課長
兼 中央労働基準協会支部 事務局次長

経歴 労働省(現厚生労働省)入省。厚生労働事務官
として東京労働局、管下労働基準監督署にて労働
保険関係業務に従事。

東京労働局労災補償監察官、労災管理調整官等
を歴任。最終官職、東京労働局労働保険徴収部適
用・事務組合課長。

現職にて労災保険の企業からの相談業務等に対
応。

第2回目 たま研修センター ホール

日時 令和7年3月18日(火) 13時30分～16時45分(開場時間 13時00分)

場所 〒190-0012 東京都立川市曙町1丁目21-1 いちご立川ビル2階

申し込み

会員等 (本部、中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅・三鷹のいずれかの支
部で会員となっている企業等の方)

このセミナーを機に会員の申し込みをされた企業等の方 **会員無料**

一般 会員等以外の方 **3,300円(税込)**

入会案内 URL



<https://toukiren.or.jp/kouzimachi/content/nyuukai.pdf>

セミナー申込 URL



https://toukiren.or.jp/seminar_36.html

休憩室

BREAK  TIME

スパゲティナポリタン

スパゲティはパスタ(小麦粉と水を練り合わせた生地)の一種ですが、原材料や太さ、形状などは内閣府令等、法令で定められているのを知って驚くのは私だけでしょうか？

ところで皆さんはスパゲティを何で食べますか？ 私は学生時代、それは昭和の終わり頃ですが、学食でスパゲティを箸で食べていると多くの友人に「変だから止めろ」と注意されました。私は「食べやすいから」と箸を使うことは止めませんでした。ところが最近は箸を用意してくれる店も増え、ようやく時代が私に追いついてくれたと喜んでいます。

さて、田舎育ちの私にはスパゲティはナポリタンとミートソースの2種類でした。しかし東京に出てきてビックリです。初めてカルボナーラに遭遇した時の驚愕と感動は忘れられません。また「たらこ」「うに」「納豆」等を用いた和風スパゲティも最高です。ですが、一周回ってやっぱりナポリタンです。

ご存じの方も多いでしょうが、ナポリタンはイタリアのナポリが発祥の地ではなく、日本発祥の日本独自の料理なのです。

諸説ありますが、発祥は横浜の「ホテルニューグランド」と言われています。このホテルはチャップリン、ベープ・ルースやマッカーサー元帥も宿泊した老舗のホテルで「ドリア」「プリンアラモード」の発祥の地としても有名です。このホテルのお上品かつ少々お値段高めめのナポリタンを「庶民の料理」としてくれたのが「ケチャップナポリタン」発祥の横浜の洋食レストラン「センターグリル」と言われています。

パスタには「アルデンテ」という少し歯ごたえを残す調理法がありますが、ナポリタンに限っては、それは邪道なのです。ナポリタンに重要なのは「茹で置き」と「炒め」なのです。「ちょっと茹ですぎちゃうん」と言いたくなるようなブヨブヨの麺をトマトケチャップでしっかりと炒めるのが正統派ナポリタンなのです。

首都圏を中心に展開するナポリタン専門店「パンチョ」は正に正統派です。大きく目立つトマト色の看板を目にした人も多いと思いますが、この店は「大盛」でも有名です。通常の店の麺量は200～300gですが、並で400g、しかも600gの麺量(ソースや具材を含めると900g)までは原則、追加料金無しなのです。小300gもありますので小食の方も安心です。物価高騰の折、お財布にも優しい価格でお腹が一杯になる有難いお店です。

ハンバーグや海老フライなどの洋食の付け合わせにナポリタンがあると少々テンションが上がるのではと思います。ナポリタンは付け合わせの王様ですが、ナポリタンに何かを付け合わせるという発想も重要です。

「カフェテラス ポンヌフ」(新橋駅)には「ハンバーグスパゲティ」という魅惑に満ちたメニューがあります。また「むさしや」(新橋駅)では絶品のオムライスとナポリタンにミニハンバーグをトッピング出来るので行列の絶えない店です。なお、前述の「パンチョ」もトッピングは豊富に用意されています。

ところで「日本ナポリタン学会」(市民団体)なるものがあります。学会まで作ってしまうとはナポリタン畏るべしです。学会認定店が数十店舗ありますので参考にしてもらえればと思います。

以上「昭和のおっさんの観点」から独断と偏見で書いてまいりました。本年は昭和100年という記念すべき年でもあるので、昭和レトロの漂う近所の喫茶店でナポリタンを食べたくなってしまった人がいれば幸いです。

B級グルメ



2025 年度 労働基準監督官採用試験のお知らせ

東京労働局 総務部 総務課

受験資格

- 1995(平成 7)年 4 月 2 日～2004(平成 16)年 4 月 1 日生まれの者
- 2004(平成 16)年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ①大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び 2026(令和 8)年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

インターネット受付期間

- 申込みはインターネットにより行ってください。
- 2025(令和 7)年 2 月 20 日(木)9:00～3 月 24 日(月)受信有効
- 受験案内

<https://www.jinji.go.jp/content/900036112.pdf>

- インターネット申込専用アドレス

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>



受験案内



申込専用アドレス

採用予定者数

- 労働基準監督 A(法文系) 約 150 名
- 労働基準監督 B(理工系) 約 40 名

第 1 次試験(択一式、記述試験)

2025(令和 7)年 5 月 25 日(日)

9:00(受付開始)9:30(試験開始)～17:35(試験終了)

合格者発表日 2025(令和 7)年 6 月 17 日(火)9:00

第 2 次試験(人物試験)

2025(令和 7)年 7 月 8 日(火)・9 日(水)・10 日(木)・11 日(金)

第 1 次試験合格通知書で指定する日時(原則として日時の変更は認められません。)

最終合格者発表日 2025(令和 7)年 8 月 12 日(火)9:00

最終合格者発表後の採用面接(2025(令和 7)年 8 月中旬頃)

- 採用を希望する都道府県労働局(第 1 希望)での採用面接
- 第 1 希望の労働局で採用に至らなかった場合、第 2 希望以下の労働局で採用面接



詳細は厚生労働省ホームページ(「労働基準監督官採用試験」で検索)をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

問合せ先 東京労働局総務部総務課人事第 2 係 ☎03-3512-1600



プレス機械に手が挟まれる

業 種 製造業

職 種 プレス作業者

災害発生状況

被災者はプレス機械で銅板の型抜き作業を行っていた。銅板の向きを変えようとし、右手をプレス機械内に入れ、足元の起動スイッチを踏んだところ、降りてきた金型と銅板の間に右手首を挟まれ、親指を除く四指が指根部から切断された。

災害発生当時、当該プレス機械には光線式安全装置が設置されていたが、作業主任者として選任されていた会社代表者の指示により日頃から光線式安全装置の電源が切られていた。材料の形状に適合した安全措置も行われておらず、また、プレス作業の作業手順が定められていなかった。

災害発生原因

- 1 材料の形状等に適合した安全装置を設置していなかったこと。
- 2 プレス作業主任者がプレス機械に設置されていた光線式安全装置が機能するように必要な措置をしていなかったこと。
- 3 当該プレス作業について作業手順が定められていなかったこと。

災害防止対策

- 1 材料の形状等に適合した安全装置を設置すること。
- 2 プレス作業主任者はプレス機械の光線式安全装置が機能するように必要な措置を講じること。また、作業主任者の職務の実効性を高めるため、事業者とは別の者を選任することも検討すること。
- 3 当該プレス機械の作業手順書を作成し、これを関係労働者に遵守させること。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

令和 6 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

31 人

前年同期

45 人

●令和 6 年 死亡災害発生状況(7 年 1 月末日)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	1	2	-1
建設業	11	17	-6
土木工事業	2	3	-1
建築工事業	6	11	-5
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	3	3	0
陸上貨物運送事業 ^(注 3)	3	2	1
ハイヤー・タクシー業	0	2	-2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	1	-1
商業	2	7	-5
小売業	0	2	-2
保健衛生業	1	0	1
社会福祉施設	1	0	1
接客娯楽業	1	0	1
飲食店	0	0	0
清掃と畜業	4	4	0
ビルメン業	2	1	1
その他の三次産業	6	9	-3
金融業	0	0	0
警備業	4	7	-3
その他(一次産業) ^(注 4)	2	1	1
全産業合計	31	45	-14

(注 1) 左段は令和 7 年 1 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注 2) 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
 (注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注 4) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 6 年 死傷災害発生状況(7 年 1 月末日)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	602	667	-9.7
建設業	990	1,038	-4.6
土木工事業	157	183	-14.2
建築工事業	656	652	0.6
木造家屋建築工事業	42	46	-8.7
その他の建設業	177	203	-12.8
陸上貨物運送事業 ^(注 3)	1,038	1,062	-2.3
ハイヤー・タクシー業	392	399	-1.8
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	389	393	-1.0
商業	2,026	1,930	5.0
小売業	1,526	1,410	8.2
保健衛生業	1,507	1,580	-4.6
社会福祉施設	1,168	1,218	-4.1
接客娯楽業	1,070	1,029	4.0
飲食店	825	800	3.1
清掃と畜業	983	909	8.1
ビルメン業	628	603	4.1
その他の三次産業	1,815	1,681	8.0
金融業	123	99	24.2
警備業	352	349	0.9
その他(一次産業) ^(注 4)	86	72	19.4
全産業合計	10,898	10,760	1.3

(注 1) 左段は令和 7 年 1 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注 2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業 4 日以上(※
 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)。
 (注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注 4) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和 7 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

3 人

前年同期

0 人

●令和 7 年 死亡災害発生状況(1 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	0	0	0
建設業	2	0	2
土木工事業	0	0	0
建築工事業	2	0	2
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	0	0	0
陸上貨物運送事業 ^(注 3)	0	0	0
ハイヤー・タクシー業	0	0	0
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	0	0	0
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	1	0	1
飲食店	1	0	1
清掃と畜業	0	0	0
ビルメン業	0	0	0
その他の三次産業	0	0	0
金融業	0	0	0
警備業	0	0	0
その他(一次産業) ^(注 4)	0	0	0
全産業合計	3	0	3

(注 1) 左段は本年 1 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注 2) 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注 4) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 7 年 死傷災害発生状況(1 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	19	9	111.1
建設業	31	26	19.2
土木工事業	7	4	75.0
建築工事業	17	19	-10.5
木造家屋建築工事業	0	2	-100.0
その他の建設業	7	3	133.3
陸上貨物運送事業 ^(注 3)	34	35	-2.9
ハイヤー・タクシー業	12	17	-29.4
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	16	19	-15.8
商業	38	38	0.0
小売業	34	30	13.3
保健衛生業	23	18	27.8
社会福祉施設	19	15	26.7
接客娯楽業	25	19	31.6
飲食店	12	13	-7.7
清掃と畜業	22	27	-18.5
ビルメン業	18	19	-5.3
その他の三次産業	36	37	-2.7
金融業	2	1	100.0
警備業	10	11	-9.1
その他(一次産業) ^(注 4)	0	1	-100.0
全産業合計	256	246	4.1

(注 1) 左段は本年 1 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注 2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業 4 日以上(※
新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
(注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注 4) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	3月	4月	5月	6月
受験準備	衛生管理者 (第1種)	センター	学科 4日	24(月)～27(木)	21(月)～24(木)	2(月)～5(木)
		中央支部	学科 3日		26(月)～28(水)	
	衛生管理者 (第2種)	センター	学科 3日	24(月)～26(水)	21(月)～23(水)	2(月)～4(水)
		中央支部	学科 2日		26(月)～27(火)	
	衛生(特例)	センター	学科 2日	26(水)～27(木)	23(水)～24(木)	4(水)～5(木)
		中央支部	学科 1日		28(水)	
	衛生管理者	たま研修センタ	学科 2日			
X線	センター	学科 2日				23(月)～24(火)

- ・申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- ・申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- ・「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- ・「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- ・上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
 - ①雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時にZoomによる配信。
 - ②その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。
- ・亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、

「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。

- ・たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-2-1 いちご立川ビル2階)です。
- ・たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- ・安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただきます。
- ・高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただきます。
- ・建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。 ■

編集後記

1月に東基連が開催した「労務管理セミナー」。労働基準法と労働者災害補償保険法の実務に関する解説。サブテーマは「～ある日、突然、労働基準監督官が会社にやってきた～」。説明後の質疑応答が盛り上がった。二つの法律への参加者からの質問と講師の回答。見守る他の参加者から関連する質問が相次ぎ、その回答へも更なる質問が。

いつのまにか、大学のゼミのような一体感が醸成されていた。参加者の多くは総務・労務担当者。その真剣な姿勢からは、責任を担っての出席であることが伝わってくる。新たな知識を得る、知的興奮にも包まれた有意義な時間となった。

4月1日に改正施行される育児・介護休業法。子の看護休暇の適用範囲が「小学校就学始期に達するまで」から「小学校3年生修了まで」に拡大され、「入園(学)式等」も適用に。各企業・団体等では、就業規則の変更など改正法施行に対応する準備を進めていよう。これらを担当し運用する総務・労務担当者には、専門的な知識が求められる。その要望に応えようと企画された今回のセミナーであったが、好評のうちに終了。次回は3月18日に「東基連・たま研修センター(立川市)」での開催が予定されており、多くの方が参加されることを願っている。

法治国家たる日本。公平に適用される法令。その法令順守の姿勢が、社会の安定の基盤となっている。労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法を始めとする労働基準関連法令は、労働の現場において労使双方を守る重要な役割を担っている。そこに思いを馳せれば、総務・労務担当者の持つ使命の大きさは論を俟たない。

法令に則った社内ルール。その適正な運用。これらを担う総務・労務担当者。「菊作り 菊見る時は 陰の人」(吉川英治)の句の如く、人々の喜びを創りゆく担当者達に、心からのエールと感謝を贈る。(小太郎)

講習会名		申込受付	科目	3月	4月	5月	6月
登録講習等	安全衛生推進者	センター	学科	2日	27(木)～28(金)	24(木)～25(金)	22(木)～23(金)
		中央・足立荒川	学科	2日			18(水)～19(木)
		たま研修センタ	学科	2日	11(火)～12(水)	22(木)～23(金)	3(火)～4(水)
	衛生推進者	センター	学科	1日	28(金)	17(木)	12(月)
		中央・足立荒川	学科	1日		23(金)	23(月)
		たま研修センタ	学科	1日		16(金)	
	安全管理者選任時研修	センター	学科	2日	10(月)～11(火)	14(月)～15(火)	7(水)～8(木)
		中央・足立荒川	学科	2日		21(月)～22(火)	9(月)～10(火)
		たま研修センタ	学科	1,2日	4(金)		
特別教育	研削といし(自由研削)	センター	学科・実技	1日	24(月)	15(火)	21(水)
		たま研修センタ	実技	1日			26(木)
	研削といし(機械研削)	たま研修センタ	学科	1日		29(木)	
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ	学科	1日			
	アーク溶接	センター	学科	2日	25(火)～26(水)	23(水)～24(木)	26(月)～27(火)
			実技	1日	27(木)	25(金)	18(水)～19(木)
	高圧・特別高圧	センター	学科	2日	18(火)～19(水)	16(水)～17(木)	28(水)
			実技	1日	20(金)	21(火)	20(金)
	低圧電気	センター	学科	1日	10(月)	7(月)	12(月)
			実技	1日	11(火)／12(水)／13(木)	8(火)／9(水)／10(木)	9(月)
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技	1日	14(月)	13(火)／14(水)／15(木)	10(火)／11(水)／12(木)
	粉じん	センター	学科	1日	5(水)	9(金)	2(月)
	テールゲートリフター	センター	学科	1日	26(水)	9(金)	
	ダイオキシン	センター	学科	1日	10(月)		6(金)
その他	化学物質管理者講習(準・1日)	センター	学科	1日			17(火)
		中央支部	学科	1日		29(木)	
		たま研修センタ	学科	1日		27(火)	3(火)
	化学物質管理者講習(専門的)	センター	学科	2日	14(月)～15(火)		
	保護具着用管理責任者	センター	学科・実技	1日	5(水)	23(水)	28(水)
		中央支部	学科・実技	1日			24(火)
		たま研修センタ	学科・実技	1日	4(火)	17(木)	27(金)
	総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科	1日			
	衛生管理者能力向上	センター	学科	2日			
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科	半日	8(火)／10(木)／15(火)		
		たま研修センタ	学科	半日	3(木)／9(水)／10(木)		
		上野・王子・足立荒川	学科	半日	7(月)／11(金)		
		亀戸・江戸川	学科	1日	船堀 8(火)／亀戸 9(水)		
	職長教育	センター	学科	2日	4(火)～5(水)		25(水)～26(木)
	職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科	2日			19(木)～20(金)
	振動工具(チェーンソーを除く)	たま研修センタ	学科	4H		20(火)	
	KYT	センター	学科	1日	6(木)	7(月)	19(月)
		たま研修センタ	学科・実技	1日			6(金)
		上野・王子・足立荒川	学科	1日		実施予定	
		亀戸・江戸川	学科	半日			
	熱中症予防管理者研修	中央支部	学科	半日			5(木)／24(火)
	熱中症予防セミナー	上野・王子・足立荒川	学科	半日			

法定講習会等開催予定(2025年3月～6月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、たま研修センター及び各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回の案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。(2025年2月17日現在)

講習会名	申込受付	科目	3月	4月	5月	6月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科 2日	6(木)～7(金)		21(水)～22(木)	
		試験 1日	17(月)		30(金)	
床上操作式クレーン	センター	学科 2日		7(月)～8(火)		23(月)～24(火)
		実技 1日		9(水)／10(木)／11(金)		25(水)／26(木)／27(金)
小型移動式クレーン	センター	学科 2日	6(木)～7(金)		12(月)～13(火)	
		実技 1日	10(月)／11(火)／12(水)		14(水)／15(木)／16(金)	
ガス溶接	センター	学科 1日	18(火)	21(月)	22(木)	16(月)
		実技 1日	19(水)	22(火)	23(金)	17(火)
フォークリフト(31時間)	センター	学科 1日	3(月)	1(火)	7(水)	3(火)
		実技 平日 3日	4(火)～6(木)	2(水)～4(金)	8(木)9(金)12(月)	4(水)～6(金)
		実技 土日				7(土)8(日)14(土)
	たま研修センタ	学科 1日	6(木)		15(木)	
	実技(日野羽村)	3日	9(日)16(日)23(日)		18(日)25(日)6/1(日)	
高所作業車(10m以上)	センター	学科 1日	14(金)		19(月)	
		実技 1日	17(月)／18(火)／19(水)		20(火)／21(水)／22(木)	
玉掛け	センター	学科 2日	24(月)～25(火)	14(月)～15(火)	22(木)～23(金)	16(月)～17(火)
		実技 1日	26(水)／27(木)／28(金)	16(水)／17(木)／18(金)	26(月)／27(火)／28(水)	18(水)／19(木)／20(金)
玉掛け技能＋クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科 2日				3(火)～4(水)
	実技(日野羽村)	1日				8(日)／15(日)
	たま研修センタ	学科 2日				5(木)～6(金)
	実技(日野日野)	1日				8(日)／15(日)
クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技 1日				22(日)又は29(日)
	(日野日野)					
木工機械	センター	学科 2日				
プレス機械	センター	学科 2日				
	たま研修センタ	学科 2日				
乾燥設備	センター	学科 2日			26(月)～27(火)	
	たま研修センタ	学科 2日				
はい作業	センター	学科 2日		24(木)～25(金)		25(水)～26(木)
	たま研修センタ	学科 2日				
特化・四アルキル鉛	センター	学科 2日	18(火)～19(水)	1(火)～2(水)	28(水)～29(木)	4(水)～5(木)
			27(木)～28(金)	21(月)～22(火)		18(水)～19(木)
						30(月)～7/1(火)
	中央支部	学科 2日			12(月)～13(火)	
	たま研修センタ	学科 2日				
鉛	センター	学科 2日		16(水)～17(木)		18(水)～19(木)
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科 2日	11(火)～12(水)	8(火)～9(水)	13(火)～14(水)	10(火)～11(水)
		実技 1日	13(木)／14(金)	10(木)／11(金)	15(木)／16(金)	12(木)／13(金)
	中央支部	学科 2日				17(火)～18(水)
		実技 1日				19(木)
	たま研修センタ	学科 2日				
		実技 1日				
有機溶剤	センター	学科 2日	3(月)～4(火)	3(木)～4(金)	7(水)～8(木)	2(月)～3(火)
			24(月)～25(火)	16(水)～17(木)	26(月)～27(火)	16(月)～17(火)
						23(月)～24(火)
	たま研修センタ	学科 2日				9(木)～10(金)
石綿	センター	学科 2日	3(月)～4(火)	3(木)～4(金)	7(水)～8(木)	25(水)～26(木)
			18(火)～19(水)	21(月)～22(火)	19(月)～20(火)	
	中央支部	学科 2日		23(水)～24(木)		25(水)～26(木)
	たま研修センタ	学科 2日		14(月)～15(火)		25(水)～26(木)
金属アーク(限定)	センター	学科 1日			20(火)	